



留学生指導教員のための

ガイドブック

三重大学グローバル化推進会議

令和6年9月26日

目次

1. 外国人留学生とは

- (1) 国費外国人留学生—————1
- (2) 私費外国人留学生—————1

2. 外国人留学生の身分

- (1) 外国人特別聴講学生—————1
- (2) 外国人特別研究学生—————1
- (3) 日本語・日本文化研修留学生（日研生）—————1
- (4) 私費外国人研究生—————1
- (5) 学部正規生—————1
- (6) 大学院正規生—————2

3. 留学生への支援体制について

- (1) チューター制度について—————2
- (2) 学内留学生指導・相談体制について—————2

4. 留学生の修学支援体制について

- (1) 留学生の面談と在籍確認について—————3

5. 留学生の生活指導について

- (1) 授業料免除・各種奨学金制度—————3

(2) 住居について	5
(3) 子供の教育について	6
(4) アルバイト（資格外活動）のための手続き	6
(5) 在留期間の更新手続き	6
(6) 一時帰国・国外旅行のための手続き	6
(7) 宗教・思想・信条の尊重	7
6. 留学生がトラブルに巻き込まれたり、困ることがないようにするために	
(1) 各種保険の加入	7
(2) 学外活動への参加	8
7. 緊急時の連絡について	8
8. 医療機関受診の際の機関（国際交流センター）保証について	8

1. 外国人留学生とは

外国人留学生とは、日本国籍を有しない者で、「出入国管理及び難民認定法」に規定する「留学」の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）を有する者、又は入学時に「留学ビザ」を取得できる見込みの者をいいます。その他の在留資格を有する者は外国人留学生には含まれません。

外国人留学生は次の2種類に大別されます。

(1) 国費外国人留学生

日本政府（文部科学省）から渡日旅費、帰国旅費、奨学金の支給を、大学からは授業料免除を受けることができる外国人留学生。選考方法により大使館推薦、大学推薦、国内採用の3種類がある。

(2) 私費外国人留学生

国費外国人留学生以外のすべての留学生

2. 外国人留学生の身分

(1) 外国人特別聴講学生

海外の協定大学に在籍している学部生または大学院生が、交換留学生として本学の学部・研究科あるいは国際交流センターに在籍して、特定の科目を聴講する。指導教員による研究指導は伴わない。

(2) 外国人特別研究学生

海外の協定大学に在籍している大学院生が、交換留学生として本学の研究科に在籍して、希望する教員の下で研究指導を受ける。

(3) 日本語・日本文化研修留学生（日研生）

国費研究留学生（日本語・日本文化研修留学生）のためのプログラムで、来日時点で外国の大学学部等に在籍して、日本語・日本文化に関する分野を専攻している人が対象となる。本学においては、国際交流センターに在籍する。

(4) 私費外国人研究生

本学の指導教員の指導下で特定専門事項についての研究を行う。

(5) 学部正規生

本学の学部正規課程に4年間在籍して（医学部・医学科は6年間）、学位取得を目指す。

(6) 大学院正規生

本学大学院の正規課程に在籍して、学位取得を目指す。

3. 留学生への支援体制について

(1) チューター制度について

新渡日の留学生に対し、大学入学後の3か月間程度、学生のチューターが留学生の学習や学内生活を助ける制度のことです。チューターには、実施時間数に応じ、謝金が支払われます。チューターを必要とするかどうかについては、留学生と相談のうえ、決定して下さい。詳細については、国際交流チームからご案内します。スケジュールに従って、手続きをお願いします。

担当窓口：国際交流チーム学務担当
総合研究棟Ⅱ 2F (231-6953)
koryu@ab.mie-u.ac.jp

(2) 学内留学生指導・相談体制について

学内には、下記の相談体制があります。留学生から相談があった場合は、内容により適宜ご案内をお願いします。

① 留学生担当教員について

各学部・国際交流センターには留学生担当教員が配置されています。留学生に関する相談については、ご自身の所属する学部の担当教員にご連絡ください。

② 国際交流チーム

留学生の学生生活の支援を行っています。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 2F (231-9057、9688)

ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

③ 学生なんでも相談室（学生相談センター）

学生生活を送る上で困ったことや、分からないことが起きた時に気軽に相談できるところです。相談内容の秘密は厳守されます。相談を希望する場合は、直接訪問するか、電話またはメールなどで連絡してください。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 1F (231-9783)

sodan@ab.mie-u.ac.jp

④保健管理センター

保健管理センターでは、心と体の健康について相談することができます。また、定期健康診断を必ず受けるようにご指導ください。定期健康診断の日時は、掲示および留学生メールリングリストなどで連絡します。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 1F（231-9068）

⑤各学部・研究科における学生指導・支援担当教員について

連絡先等は下記URLからご確認ください。

<http://www.mie-u.ac.jp/students/support/tutorial.html>

4. 留学生の修学支援体制について

(1) 留学生の面談と在籍確認について

法務省出入国在留管理庁の指導に基づき、研究生は週 10 時間以上の研究を、聴講生は週 10 時間以上（7コマ以上）の授業を履修しなければなりません。留学生と十分な面談を行い、適切な研究・履修指導をお願いします。聴講生については、国際交流センターの日本語の授業の聴講のみとならないよう、できるかぎり専門の授業も受講するようにご指導ください。また、面談シートにより半期に 1 回以上の面談の実施をお願いします。面談シートについては、所属の学務担当にご提出ください。

特に、研究生において、届け出のないまま 2 週間以上不登校となっている等の際には、学務担当及び国際交流チームに連絡のうえ、適切な対応をお願いします。

国際交流チーム留学生担当における在籍確認も月 1 回の実施を義務付けていますので、ご案内をお願いします。

5. 留学生の生活指導について

(1) 授業料免除・各種奨学金制度

①授業料免除について

正規生(2020 年度以降の学部入学者を除く)のみ、経済的な理由、特別な事情による場合は、授業料免除申請が可能です。

担当窓口：学生支援チーム授業料免除担当

総合研究棟Ⅱ 1F（231-9678）

meniyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

②私費外国人特待留学生制度について

大学院に入学する私費外国人留学生で、学業成績及び研究業績が特に優秀と認める者については、各研究科につき年間2名まで入学料及び授業料の全額相当分が不徴収となる制度であり、対象研究科は、以下のとおりです。必要書類等の詳細については、各研究科の学務担当にご照会ください。

人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学系研究科	博士課程(生命医科学専攻)
工学研究科	博士前期・後期課程
生物資源学研究科	博士前期・後期課程
地域イノベーション学研究科	博士前期・後期課程

③各種奨学金について

概ね、在留資格が「留学」かつ、正規生の学生が対象となります。申請時に指導教員の推薦書が必要な場合がありますので、ご協力をお願いします。

・国費外国人留学生について

本学にて現在取り扱っている国費外国人留学生には在外公館を通じて応募する「大使館推薦」と、日本の受入れ大学を通じて応募する「大学推薦」の2種類があります。

	種類	募集時期	渡日(受給開始)時期	奨学金支給金額 (R2年度現在)
大使館 推薦	研究留学生	3~4月頃	翌年4月 または10月	143,000円~ 145,000円
	教員研修留学生	12月頃	翌年10月	143,000円
	学部留学生	3~4月頃	翌年4月	117,000円
	日本語・ 日本文化研修留 学生	12月頃		117,000円
大学 推薦	研究留学生	12月頃	翌年10月	143,000円~ 145,000円
	日本語・ 日本文化研修留 学生	2月頃		117,000円

・(独)日本学生支援機構による留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について

入学前に各学部・研究科の学務担当を通じて応募ができる予約枠(渡日前入学許可制度による学校推薦)と入学後に国際交流チームを通して応募ができる特別枠があります。

特別枠には様々な種類があり、推薦人数も年度毎に異なります。

いずれも春季(4月頃)と秋季(9月頃)年2回の募集があり奨学金支給金額は月額48,000円です。

・民間団体等の奨学金について

大学からの申請が必要な場合と、個人申請の場合があります。募集については、メールおよびHPへの掲示等で案内します。

<https://www.mie-u.ac.jp/international/index.html>

担当窓口：国際交流チーム留学生担当

総合研究棟Ⅱ 2F

(【国費】231-9688、

【その他奨学金】231-9057)

ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

(2)住居について

①外国人留学生寄宿舍他について

三重大学には、留学生用の宿舎があります。原則として、4月入居(2月募集)、10月入居(8月募集)となります。但し、入居期間、入居者数が限られており、また、家族も配偶者のみ(留学生会館の5室)しか入居を認めていません。このため、全員の入居が難しい場合がありますが、そのような場合は、民間のアパート等を借りていただくこととなります。アパートは生協においても斡旋していますので、ご案内ください。

②留学生住宅総合補償について

アパートを借りるときに留学生がこの制度を利用することにより、三重大学国際交流センターが保証人となることができます。

保険料は1年間で4,000円、2年間で8,000円です。留学生から保証人について相談がありましたら、ご案内ください。なお基本的に手続きは来学後行いますが、来学当日から加入希望をする場合は、必ず事前

にメールでご連絡ください。

担当窓口：国際交流チーム留学生担当
総合研究棟Ⅱ 2F (231-9688)
ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

(3) 子供の教育について

保育所・幼稚園の利用を希望する場合は、各種手続きが必要となりますので、詳細については、下記にご照会ください。

- ・保育所の利用に関すること・・・津市健康福祉部子育て推進課
(229-3167)
- ・幼稚園の利用に関すること・・・津市教育委員会
事務局学校教育課 (229-391)

(4) アルバイト（資格外活動）のための手続き

留学ビザを持っている学生は、出入国在留管理庁から資格外活動の許可を得ることにより、1週28時間以内、（長期休業期間中は1日8時間以内）のアルバイトが可能です。なお、三重大学におけるチューター（前述）、TA、RA及び研究補助等のアルバイトについては、資格外活動許可は不要です。留学生からアルバイトの希望があった場合は、勉学に支障のない範囲で資格外活動許可を得たうえで行うよう、ご指導ください。

(5) 在留期間の更新手続き

更新手続きは期間満了の3か月前から可能です。在留期間が切れる前に早めに更新手続きを行うようにご指導ください。

また、卒業、退学等によって留学生の受入れを終了する際は、適切な在留資格への変更手続きを行うように指導をお願いします。

担当窓口：国際交流チーム留学生担当
総合研究棟Ⅱ 2F (231-9688、9057)
ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

(6) 一時帰国・国外旅行のための手続き

学生が海外渡航をする際は私事渡航も含め、指導教員の許可を得たうえで「[海外渡航届 \(Web\)](#)」の提出が必要で留学生も例外ではありません。一時出国する際には上記ウェブサイトから、所属する学部・研究科のフォームにより届け出るようご指導ください。また、三重大学の寄宿舍等に入居している留学生の場合は、別途「長期外泊・旅行・一時帰国届」を国際交流チーム留学生担当へ提出することとなっていますので、

併せてご案内ください。

(7) 宗教・思想・信条の尊重

留学生の社会的・文化的背景は種々あります。宗教・思想・信条の自由についてご理解ください。

6. 留学生がトラブルに巻き込まれたり、困ることがないようにするために

(1) 各種保険の加入

① 国民健康保険について

3カ月を超えて日本に滞在する外国人は加入対象です。必ず加入するようにご指導ください。詳細については、下記にご照会ください。

津市健康福祉部 保険医療助成課 保険担当 (229-3160)

② 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について

正課中、学校行事中、課外活動中、これらに伴う通学中等の事故において、学生が被った傷害に対し適用される保険のことです。学部によっては、加入を義務付けている場合があります。

③ 学研災付帯賠償責任保険（略称：学研賠又は付帯賠償）について

学研災の付帯保険として、上記活動中（一部除く）に学生が被った法律上の損害賠償責任（対人・対物）を対象とするものです。三重大学においては、学研災に加入する学生には、この保険の加入も義務付けています。

④ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

この保険は私生活を含む24時間365日のケガや病気、賠償事故など、学生生活全般を補償するもので学研災に加入している学生が加入できます。加入は任意ですが、強く推奨しています。

担当窓口（②③）：学生支援チーム寮・学生保険担当
総合研究棟Ⅱ 1F (231-5371)
gakuryou@ab.mie-u.ac.jp

担当窓口（④）：国際交流チーム留学生担当
総合研究棟Ⅱ 2F (231-9688)
ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

(2) 学外活動への参加

学外のイベント等へはあくまで個人の責任で参加することとなりますが、これらの中には予想しない内容、宗教勧誘、悪質なセールスが隠れていることもあります。怪しいと思ったら参加はせずに、参加する場合にもトラブルに巻き込まれないように十分注意するよう、ご指導ください。

個人情報についても安易に渡さないように注意喚起をお願いします。

7. 緊急時の連絡について

急病、大ケガのため、病院を受診したり、救急車を呼んだりした時、火事にあって消防車を呼んだりした時、犯罪や交通事故にあって、警察を呼んだりした時は、必ず、指導教員や所属部局及び国際交流チーム（231-9057、9688）に連絡するようにご指導ください。時間外、土日、祝日及びその他大学が休業日の場合は、大学正門付近の守衛室（231-9649）に連絡するようにご指導ください。

8. 医療機関受診の際の機関（国際交流センター）保証について

国際戦略本部会議（令和6年4月18日）にて、「外国人留学生の医療機関受診の際の機関（国際交流センター）保証について」がまとめられました。これは留学生の入院や手術に際し、医療機関から連帯保証人を立てることを求められたとき、当該学生が国民健康保険に加入している場合は大学（国際交流センター）として連帯保証人を引き受ける（機関保証する）ものとし、当該留学生の指導教員、国際交流センターの関連教員または事務職員が署名できることを確認したものです。